

西宮市病院事業経営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）に規定する西宮市病院事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の開催情報の公表)

第2条 会議の開催情報は、原則として開催日の1週間前までに事前にホームページ等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

2 公表する内容は、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否等とする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第3条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、議決により非公開とすることができる。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報と認められる事項を審議するとき。
- (2) 公開することにより会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

(会議録の調製)

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容（会議に付された事項および発言の要旨）
- (4) 会議の傍聴及び会議録の公開に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録を調製したときは、速やかにその概要を作成して公表するものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市立中央病院病院改革担当部経営企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月14日より施行する。